



平成 27 年 9 月 15 日

各 位

東京都新宿区西新宿 3 丁目 20 番 2 号  
株式会社クロス・マーケティンググループ  
代表取締役社長兼 CEO 五十嵐 幹  
(コード番号：3675 東証マザーズ)  
問合せ先 取締役 CFO 小野塚 浩二  
(TEL. 03-6859-2250)

## 募集新株予約権(有償ストック・オプション)の発行内容確定に関するお知らせ

平成 27 年 8 月 21 日の取締役会決議及びグループの取締役及び役職員からの申込内容に基づき、その発行内容が本日確定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。また、割当対象者が確定したことに伴い、当社は、平成 27 年 9 月 15 日開催の取締役会において、当社グループの取締役及び役職員に対して、有償にて発行する新株予約権の割当てを行うこと及びその適切性についての審議及び決議を再度行いましたので、その内容について併せてお知らせいたします。

### 記

#### 1. 新株予約権の割当対象者、人数及び割当数

##### (1) 第 1 回新株予約権

当社代表取締役	1 名 (1,598 個)
当社取締役	4 名 (600 個)
当社グループ従業員	109 名 (2,802 個)

##### (2) 第 2 回新株予約権

当社代表取締役	1 名 (4,000 個)
---------	---------------

#### 2. 新株予約権の総数 9,000 個

(内訳)

第 1 回新株予約権	5,000 個
第 2 回新株予約権	4,000 個

#### 3. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

普通株式 900,000 株

(内訳)

第 1 回新株予約権	普通株式 500,000 株
第 2 回新株予約権	普通株式 400,000 株

#### 4. 支配株主との取引等に関する事項

##### (1) 支配株主との取引等の該当性及び少数株主の保護の方策に関する指針への適合状況

第 1 回新株予約権の一部及び第 2 回新株予約権につきまして、割当てを受ける当社代表取締役の五十嵐幹が支配株主にあたるため、支配株主との取引等に該当しております。

なお、平成 27 年 3 月 30 日に開示したコーポレート・ガバナンス報告書で示している「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」に関する適合状況は以下のとおりです。

第 1 回新株予約権及び第 2 回新株予約権の発行・割当ての決議においては、社内で定められた規定に従い、取締役会に上程し、内容を審議した上で決議・承認を行っております。

なお、平成 27 年 3 月 30 日に開示したコーポレート・ガバナンス報告書において「支配株主との取

引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」について、以下のとおり定めております。

『当社代表取締役五十嵐幹及びその近親者(同氏の二親等以内の近親者)は、2014年12月31日時点で議決権総数の50.23%を所有しております。当社では規程を定め、当社と支配株主及び役員との取引につきましては取締役会の承認事項とし、コーポレート・ガバナンス体制を十分に機能させ、適切な事業運営に努めます。』

(2) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項

第1回新株予約権及び第2回新株予約権は、社内です定められた手続きに従って発行しております。また権利行使価格の決定方法をはじめとする発行内容及び条件等につきましても、一般的な新株予約権付与の内容及び条件から逸脱するものではなく、適正なものであると判断しております。

あわせて、第1回新株予約権の一部及び第2回新株予約権の発行・割当てにあたって、支配株主との間に利害関係を有しない独立役員であり社外監査役の内田輝紀氏より、平成27年8月21日及び平成27年9月15日に当該取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する意見を取得しております。

また、平成27年8月21日開催の取締役会における、第1回新株予約権の発行決議にあたっては、第1回新株予約権の付与対象者が代表取締役である五十嵐幹氏を含む取締役全員を対象としており、全員が利益相反取引に該当する可能性があり、取締役全員が審議・決議に参加しない状態になると審議及び決議が成立しないため、五十嵐幹氏についても審議及び決議に参加しております。

第2回新株予約権については、付与対象者を取締役1名としており、代表取締役である五十嵐幹氏を含む取締役全員が対象となる可能性があり、全員が利益相反取引に該当する可能性があるため、取締役全員が審議・決議に参加しない状態になると審議及び決議が成立しないため、五十嵐幹氏についても審議及び決議に参加しております。

さらに、第1回新株予約権に係る申込みの結果、第1回新株予約権の割当てが支配株主との取引等に該当することが確定したことから、当社は、平成27年9月15日開催の取締役会において、第1回新株予約権を割当てること及びその適切性につき、各新株予約権の条件を踏まえ、再度審議及び決議を行いました。当該決議にあたっては、利益相反回避の観点から五十嵐幹氏を除く取締役4名および監査役3名(うち独立役員である社外監査役2名)により本件ストック・オプションの発行目的・交渉過程の手続・対価の公正性・当社の企業価値向上の観点について改めて十分な審議を行い、決議を行っております。また、五十嵐幹氏以外の各取締役(松田武久氏、亀井晋氏、杉村昌宏氏、小野塚浩二氏)についても自己の割当てにおける審議及び決議については参加しておりません。

加えて、第2回新株予約権に係る申込みの結果、第2回新株予約権の割当てが支配株主との取引等に該当することが確定したことから、当社は、平成27年9月15日開催の取締役会において、本件ストック・オプションを割当てること及びその適切性につき、各新株予約権の条件を踏まえ、再度審議及び決議を行いました。当該決議にあたっては、利益相反回避の観点から五十嵐幹氏を除く取締役4名および監査役3名(うち独立役員である社外監査役2名)により本件ストック・オプションの発行目的・交渉過程の手続・対価の公正性・当社の企業価値向上の観点について改めて十分な審議を行い、決議を行っております。

(3) 当該取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主との利害関係のない者から入手した意見の概要

第1回新株予約権の一部及び第2回新株予約権の割当てにあたって、支配株主との間に利害関係を有しない独立役員であり社外監査役の内田輝紀氏より、平成27年8月21日に意見に加えて、平成27年9月15日に、「第1回新株予約権の一部及び第2回新株予約権が発行目的・交渉過程の手続・対価の公正性・当社の企業価値向上の観点からの検討を前提とした本取締役会における審議を踏まえた内容であり、また、独立した第三者機関が算出する公正価値に基づき発行されること等を考慮すると、支配株主への割当ては少数株主にとって特段の不利益を与えるものではないと考える」旨の意見をj得ております。

(第1回新株予約権における意見の概要)

(a) 取引の目的について

第1回新株予約権は、中期経営計画における業績目標達成の意欲の向上及び企業価値の向上による株価の上昇をより高めることを目的として、業績目標の達成条件及び一定の株価水準を下回

る場合、本新株予約権は消滅するという条件を付しており、この新株予約権がすべて行使された場合に増加する当社普通株式の総数は、発行済株式総数の2.77%に相当する。

しかし、本新株予約権は、当該業績目標の達成が行使条件とされており、その目標が達成されることは、当社の企業価値・株主価値の向上に資する。

このため、本新株予約権の発行は、中長期的な観点にて当社の既存株主の皆様への利益に貢献できるものと認識しており、株式の希薄化への影響は合理的なものであるとの結論に達した。

(b) 交渉過程の手続き・対価の公正性

今回の評価機関は、当社と資本関係・取引関係がなく、ストック・オプションの評価実績を多数保有している株式会社プルータス・コンサルティングを採用した。

評価手法については、株式会社プルータス・コンサルティングが、当社の株価情報等を考慮して、一般的なオプション価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを採用している。また、算出した結果を採用しているため、評価価格における恣意性はない。株式会社プルータス・コンサルティングが作成した有償発行新株予約権の評価結果に関する資料を基に確認した。

また、利益相反回避の観点から、第1回新株予約権における支配株主である五十嵐幹氏への割当て決議にあたっては、五十嵐幹氏を除いて審議及び決議を行っている。

(c) 上場会社の企業価値向上について

中期経営計画における業績目標達成の意欲の向上及び企業価値の向上による株価の上昇をより高めることを目的としたものであり、行使条件と目標達成が連動していることから、中長期的に当社の企業価値の向上に資するものであるという結論に達した。

(第2回新株予約権における意見の概要)

(a) 取引の目的について

当社取締役に対して付与する第2回新株予約権には、行使価額を基準として当社株価が一定値まで下落した場合には、新株予約権の権利行使を義務付ける内容となっており、すべて行使された場合に増加する当社普通株式の総数は、発行済株式総数の約2.21%に相当する。

この点、当社取締役が株価下落に対する一定の責任を負うことで、当社の株価変動リスクを株主の皆様と共有することを目的としており、将来的な当社企業価値の増大に貢献できるものと結論に達した。

(b) 交渉過程の手続き・対価の公正性

今回の評価機関は、当社と資本関係・取引関係がなく、ストック・オプションの評価実績を多数保有している株式会社プルータス・コンサルティングを採用した。

評価手法については、株式会社プルータス・コンサルティングが、当社の株価情報等を考慮して、一般的なオプション価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを採用している。また、算出した結果を採用しているため、評価価格における恣意性はない。

株式会社プルータス・コンサルティングが作成した有償発行新株予約権の評価結果に関する資料を基に確認した。

また、利益相反回避の観点から、第2回新株予約権の割当て決議にあたっては、支配株主である五十嵐幹氏を除いて審議及び決議を行っている。

(c) 上場会社の企業価値向上

行使価額を基準として当社株価が一定値まで下落した場合には、新株予約権の権利行使を義務付ける内容となっており、すべて行使された場合に増加する当社普通株式の総数は、発行済株式総数の約2.21%に相当するが、この点、当社取締役が株価下落に対する一定の責任を負うことで、当社の株価変動リスクを株主の皆様と共有することで、将来的な当社企業価値の増大に貢献できるものと結論に達した。

[ご参考]

本新株予約権発行にかかる取締役会決議日 平成27年8月21日

上記事項以外の新株予約権の内容等につきましては、平成27年8月21日付の「募集新株予約権(有償ストック・オプション)の発行に関するお知らせ」をご参照ください。

以 上